

## 法人指導監査の概要

令和5年8月31日現在

|   |               |      |  |
|---|---------------|------|--|
| 名 称   | 箱根恵明学園        |      |  |
| 所 在 地   | 足柄下郡箱根町宮ノ下413 |      |  |
| 実施年月日   | 令和5年2月28日     | 実施区分 | 実地監査   |
| 文 書 指 摘 の 内 容   |               |      | 改 善 状 況  |
| 改善を要する事項は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 理事会の議事録の作成が適正に行われていませんでした。</li><li>・ 評議員の選任が適正に行われていませんでした。</li><li>・ 監事が理事会に2回以上続けて出席していませんでした。</li><li>・ 監事の選任が適正に行われていませんでした。</li><li>・ 評議員会の招集が適正に行われていませんでした。</li><li>・ 登記が適正に行われていませんでした。</li><li>・ 評議員会の記録の作成が適正に行われていませんでした。</li><li>・ 経理規程が適正でありませんでした。</li><li>・ 経理規程が遵守されていませんでした。</li></ul> |               |      | 改善中<br>改善中<br>改善中<br>改善中<br>改善中<br>改善中<br>改善中<br>改善中 |

指導監査結果通知の到達後60日以内に改善報告書の提出を求めています。